

天理市社会福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第14号

天理市社会福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市社会福祉事務所事務分掌規則（平成 3 年 3 月天理市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「福祉政策課及び」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。